

平成 29 年 7 月 31 日 (月)

平成 29 年第 2 回岸和田市貝塚市清掃施設組合議会定例会

会 議 録

岸和田市貝塚市清掃施設組合

平成29年第2回岸和田市貝塚市
清掃施設組合議会定例会議事日程

〔平成29年7月31日（月）〕
午後1時30分 開 議

第 1 会期決定について

第 2 議案第5号 岸和田市貝塚市クリーンセンター定期点検整備工事請負
契約の締結について

追加日程

第 3 一般質問

出席議員（14名）

1番	井	上	源	次	2番	井	上	博
3番	河	合	馨		4番	澤	田	和代
5番	反	甫	旭		6番	西	田	武史
7番	松	本	妙	子	8番		南	加代子
9番	牛	尾	治	朗	10番	川	岸	貞利
11番	阪	口	勇		12番	田	畑	庄司
13番	中	山	敏	数	14番	真	利	一朗

欠席議員（なし）

出席議事説明員

管理者	信	貴	芳	則	副管理者	藤	原	龍	男
理事	根	未	喜	之	理事	砂	川	豊	和
会計管理者	黒	石	忠	志					
事務局長	松	本	英	則	事務局次長	樽	谷	修	一
総務課長	上	村	昌	生	環境技術課長	小	南	和	巳
幹事	大	西	吉	之助	幹事	藤	原	康	成
幹事	赤	井	敏	明	幹事	文	野	清	人
幹事	西	田	淳	一	幹事	茶	谷	幸	典
幹事	谷	藤		健	幹事	稻	田	隆	

午後 1 時30分開会

○真利一朗議長

ただいまから、平成29年第 2 回岸和田市貝塚市清掃施設組合議会定例会を開会いたします。

まず、議員出席状況を事務局から報告させます。

○事務局

議員出席状況についてご報告申し上げます。

ただいまの出席議員は14名でございます。

以上で報告を終わります。

○真利一朗議長

ただいまの報告のとおり、出席議員14名をもちまして、会議は成立いたしておりますので、これより本日の会議を開きます。

次に、本日の会議録署名者を、施設組合議会会議規則第101条の規定により、私から、4 番澤田和代議員、5 番反甫 旭議員を指名いたします。

次に、本定例会における議事説明員は、お手元までご配付しておりますとおりでありますので、ご報告いたします。

これより日程に入ります。

日程第 1、会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日の 1 日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○真利一朗議長

ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は 1 日に決定いたしました。

次に、日程第 2、議案第 5 号岸和田市貝塚市クリーンセンター定期点検整備工事請負契約の締結についてを上程いたします。

本件に対する提案理由の説明を求めます。信貴芳則管理者。

○信貴芳則管理者

ただいま上程の議案第 5 号岸和田市貝塚市クリーンセンター定期点検整備工事請負契約の締結について、提案の理由をご説明申し上げます。

岸和田市貝塚市クリーンセンター定期点検整備

工事につき、本案のとおり工事請負契約を締結いたしましたためのものであります。

当点検整備工事は、毎年、法の定めにより点検しなければならないものにあわせ、整備が必要となったものについても、効率的に整備を図ろうとするものであります。

なお、工事請負契約の内容につきましては、事務局長から説明させますので、よろしく願い申し上げます。

○真利一朗議長

次に、補足説明を求めます。松本事務局長。

○松本英則事務局長

それでは、私より、平成29年度岸和田市貝塚市クリーンセンター定期点検整備工事の概要について、お手元にご配付させていただいております資料に基づき、ご説明をさせていただきます。

まず、配付資料の確認をいたしたいと思っております。資料は 1 から 3 までございます。資料 1 は、A 4 縦の平成29年度定期点検整備工事概要でございます。資料 2 は、A 3 横長のプラント全体フローシートの図面でございます。資料 3 は、A 4 横長の「平成29年度岸和田市貝塚市クリーンセンター定期点検整備工事」の工事工程表となっております。

それでは、説明に入ります。

資料 1 をごらんください。今回の工事概要を一覧表にしたものでございます。縦列には、点検整備を行う設備を分類し、①から⑪まで11項目に分けております。横列には、それぞれの項目ごとの設備の内容と点検整備の対象となる機器等をあらわしております。

それでは、主な工事の内容につきましては、資料 2 の当クリーンセンターのプラント全体の流れを示したフローシート図をもとにご説明させていただきます。図面の中で着色部分に丸番号を振っております。また、各設備の分類を資料 2 の左下に凡例で示しておりますので、あわせてごらんいただくようお願い申し上げます。

まず②でございますが、資料の真ん中、左側のオレンジ色の箇所であります。こちらが焼却炉と

なっております。直接ごみを焼却させる部分で、主な工事箇所としては、焼却炉本体の耐火レンガなどの補修及び付着した灰の除去を行います。

次に③でございますが、③は②のすぐ上のピンク色の燃焼ガス冷却設備です。ごみの焼却により炉内は約900度余りの高温となり、ごみの焼却に伴い発生する排ガスを冷却する部分でございます。焼却余熱を回収し、400度、4メガパスカルの高温・高圧蒸気を発生させる最も重要な部分でございます。この範囲が、ボイラ設備で大半が水管であることをまずご理解いただきたいと思っております。

主な工事箇所といたしましては、図面の中で、ボイラ、S/H（スーパー/ヒーター）とECO（エコマイザー）と示している部分に付着した灰の清掃除去を行い、ボイラ水管の肉厚測定や水管を保護している保護管の取りかえなどを行いますが、②、③の内部は高所で複雑な形状をしております。そのため、大がかりな足場が必要となってきます。また、内部は狭く、ちりも充満しており、作業環境も極めて厳しい状況でございます。法令で定められた防護服、マスク、メガネを着用した作業となるため、効率も悪いものとなっております。

また、本ボイラ設備で発生した高温・高圧蒸気を適切に管理するためのポンプ機器の分解整備や、蒸気気圧を監視するための圧力計の取りかえなど、高度な専門技術者の整備作業が必要となります。

なお、3炉あるうちの2号炉につきましては、以前の点検整備の時点から第一放射室の前後の壁が減少していることから、この部分については更新を実施し、ボイラーの安全確保に努めたいと思っております。

これら②、③の全体工事費に占める割合は大きく、約83%となっております。

次に④の排ガス処理設備でございますが、資料2では水色で着色しています左側の④の減温塔からバグフィルタ、ガス洗浄塔、右側の触媒脱硝装置までが排ガス処理設備でございます。

まず、減温塔は、排ガス処理を行う前段の温度

調整を行う設備で、水を噴射して減温塔内に付着した灰などの清掃点検を行います。

触媒脱硝装置は、排ガス中の窒素酸化物を除去する装置で、アンモニア噴霧ノズルの整備等を行います。

次に⑤の余熱利用設備についてですが、資料2、図面左上のほうに黄色く着色している部分です。蒸気タービンの整備ですが、蒸気タービンは保安試験を実施いたします。発電機は電気設備、制御盤等の点検整備及び絶縁抵抗測定などを実施いたします。

次に、図面の中ほどにある⑦の灰出し設備についてですが、茶色箇所になります。焼却炉から排出された排ガス中に浮遊する灰を飛灰といいます。その飛灰を飛灰貯槽まで搬送するコンベヤで、経年による磨耗の著しい箇所の部分取りかえを行います。

次に⑨の電気設備ですが、資料には記載しておりませんが、当センターは受電、送電いずれも特別高圧に分類される2万2千ボルトで、メインの回路をまず6,600ボルトに変圧し、さらに通常のプラント機器を駆動するために440ボルトに変圧し、そして、建築設備に係る部分については220ボルトと100ボルトに変圧しております。

これらの変圧器や配電盤など、専門の資格を持つ技術者による清掃・点検整備で、絶縁抵抗測定などの各種保安テストを行います。

この整備は、焼却炉を全炉停止し、なおかつ全停電を行った上で行わなければなりません。そして、作業用の発電機を備えての作業となります。また、本作業につきましては、焼却施設、リサイクルプラザ施設など、クリーンセンター全体の電気設備の定期点検となります。

以上が、今回の主たる整備工事の内容でございます。

次に、工期や工程についてご説明申し上げます。お手元の資料3をごらんください。

まず、工期につきましては、議決をいただければ速やかに本契約を締結し、平成30年3月末まで

を工期として予定しております。

主な工程といたしましては、8月より、焼却炉関係では、1号炉、3号炉、2号炉の順で、順次焼却炉の運転計画とあわせて点検整備を行ってまいります。年明けの2月中には、おおむね現場での工事は終える予定でございます。

また、2号炉の水管更新工事につきましては、10月から年明け1月中で更新工事を行い、焼却炉の整備もあわせて2号炉の工事期間となっております。

共通設備の電気関係と蒸気タービンにつきましては、10月初旬に点検整備を予定しております。また、共通設備点検整備は9月下旬から10月下旬で予定しております。

工事完了後の手直しや調整などを含め、おおむね年明け2月中には現場工事を終了し、3月中には竣工検査を実施し、工期内に全ての事務作業も含め終了する予定でございます。

なお、契約金額は、議案書のとおり2億5,596万円でございます。

また、契約の相手方は、施設の性質上、限られた期間で施工する必要があり、設備全体の特性を理論的に、技術的に十分把握していることが必要であり、当クリーンセンターの施工業者であります川崎重工業株式会社関西支社と随意契約をいたしたいものでございます。

平成29年度クリーンセンター定期点検整備に係る説明は以上でございます。何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

○真利一朗議長

ただいまの提案理由の説明に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○真利一朗議長

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○真利一朗議長

討論なしと認めます。

これより議案第5号を採決いたします。

本件は原案のとおり可とすることに決しましてご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○真利一朗議長

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

以上で、本定例会に付議する議案は全て終了いたしました。

続きまして、日程第3、一般質問に入ります。

通告がありますので、発言を許します。2番井上 博議員。

○2番 井上 博議員

議長からのお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

まず、質問を3つに大きく区切っております。

質問の1は、本清掃工場の余熱活用についてでございます。本清掃工場は、余熱の活用として、余熱で発電し、その電気を売却しておりますが、これをもっと効率よくできないのかというものでございます。

現在、本工場は煙突から出る白煙防止に余熱の一部を使っていますが、この白煙防止というのは、単に白い煙を出すことがイメージ的に悪いので、下がった排気温度を余熱で再加熱してさらに煙突から出しているというものでございます。特段この白煙防止を行わなくても有害物質の排出基準を守ることに変わりはないのですから、白煙防止をやめ、その分の余熱を発電に回すほうがよいのではないかということでございます。

質問の2は、今後の運用と大規模改修についてということでございます。

以前にも、本工場の設備能力を活用するため、他市の一般廃棄物を受け入れてはという話がございました。そのときの泉佐野、田尻町は、既に泉佐野市上之郷のコスモポリスの残地用地の一部で、熊取町をも広域化に組み入れ、新工場を建てることに決定しているようでございます。また、隣接の忠岡町は、今年より和泉市、泉大津、高石市の

広域化事業である泉北環境にごみを試験的に入れているようでございます。ということで、岸和田、貝塚市の2市だけの広域事業として本工場を今後も運用していかざるを得なくなっております。

本清掃工場の焼却能力は、カタログ値においては約530トン／日であります。現在の焼却量は、300日稼働として平均すれば320トン／日です。しかし、このカタログ値が365日稼働を前提の数字とすれば、焼却日数を365日とすれば1日264トンとなり、ちょうど処理能力の半分しか使用していないこととなります。

以前より、事務局の説明では、ごみの量が少なければ設備の延命化が図れるので、ごみは少ないほうがよいとの話を聞いたことがございますが、この設備の耐用年数とは一体何年なのか、また、大規模改修は何年ごとに行うのが通常なのか、そして、大規模改修の際には補助金、交付金の対象になるのかどうか、また、なぜ日量530トンもの設備をつくったのか、いっそのことごみが少なければ2炉運転にして1炉を廃止してはどうかということをお聞きしたいと思います。

質問の3番目としては、業務用一般廃棄物の受け入れの拡大ということですが、これは前々からもこの議会でも議論されております業務用のごみのことでございます。

先ほどから申し上げますように、本工場の焼却能力は、365日稼働として半分程度しか使用されていません。以前、この焼却場をつくるべく計画していた時期における事業系のごみの量は、平成15年度の両市の廃棄物の統計によれば7万4,298トンほどあり、これは365日稼働とすれば1日当たり203トンになり、家庭系ごみの焼却量は両市で5万7,642トンであり、日量にすれば158トン。家庭系158トンと事業系203トンを合わせれば361トンとなり、現在の264トンよりも多かったのが現状です。

このごみが減少している状態というのは、両市のこれまでの減量推進策のおかげで減ったものには間違いございませんが、処理能力の半分程度

ごみ焼却では市民は何と思うか、市民感情を考えればどうかということでございます。

しかし、問題はそこにあらず。もう1つ大きな問題として、仮に27年度の事業系ごみについての許可業者搬入量と直接搬入量を合わせれば5万1,187トンでございます。これを減免なしのトン当たり約1万1千円で掛ければ、5億6,300万円の収入となります。仮に、27年度の事業系ごみについて許可業者搬入量は3万7,663トンであり、これにトン当たり約1万1千円を掛け、さらに減免率68%を掛けると、2億8,170万円が減免されていることとなります。この差、2億8,000万円は全て両市の市民が負担していることとなります。

ちなみに泉北環境では、この事業系一般廃棄物の手数料が約4億2,000万円となっております。財政状況の苦しい我が岸和田市にとって、億を超える分担金が減額するならば、ぜひ事業者の皆さんにも応分の負担をしていただきたいものでございます。

ただ、現在のような計量場での受け付け待ちの状態が常態化しているような形ではご理解を得られないものと考えるので、計量場の増設などの利用しやすい状態に改善するべきではないかと思えます。また、そのために土曜日、日曜日の直接搬入の受け入れをも早急に行うべきではないかと考えております。

以上の3点について、ご答弁をお願いいたします。

○真利一朗議長

答弁願います。小南課長。

○小南和巳環境技術課長

それでは、質問1の本清掃工場の余熱の活用についてということで、ご答弁申し上げます。

まず、白煙の確認ですが、まず白煙と一般的に申しております。ただ、清掃工場の煙突から排出されるガス、これは寒冷期、要は寒い季節には白煙のように見える、この分はガス中の水分であるということをまずご確認の上で回答させていただきます。

議員ご質問の、当工場での白煙防止をなくせば、そこに用いている余熱、つまり蒸気を発電設備に回すことでさらなる発電効率のアップを望めるのではというご質問と思われま。

まず、私どもクリーンセンターは、白煙防止だけの設備は備わっておりませんが、排ガス処理システム、装置の中でございますが、窒素酸化物を除去するために触媒反応設備が備わっております。この設備は、アンモニアを噴霧し、ボイラーからの発生蒸気を用い、気化させ、触媒反応塔での接触反応により窒素酸化物を水と窒素に分解させる設備で、この気化するのに約200度の温風が必要になります。

この施設供用開始後のこの部分についての温風の温度が200度を若干上回っていることが多く、これらを今以上に精密に制御し、今後少しでも発電効力のアップ、またその分に対するCO₂の排出量の削減等、トータル的な改善を見込むことができれば、今計画を始めております基幹的整備には、交付金対象事業に該当できればと考えております。

結果的には、白煙防止設備ではございませんが、同じ機能を有する触媒反応温度を少しでも引き下げ、その分の余熱の有効利用を考えております。

質問1については以上でございます。

それでは、続けて、私のほうから質問2のご回答をさせていただきます。

まず質問2について、5点ほど要点があったと思われま。確認します。まず、設備の耐用年数が1点。大規模改修は何年ごとに行うのかということが2点目。その際は交付金等の対象になるのかということが3点目。この施設の530トンの設備を計画してなぜつくられたのかというのが4点目。最後に、ごみが少なければ2炉にして、1炉を廃止してはどうかということ。主にこの5点かと思われま。順次ご回答させていただきます。

まず質問2の、今後の施設運用と大規模改修についての耐用年数と、大規模改修は何年かということで、基本15年をめどに一定大規模改修を行っ

て、まずは30年以上を考えているところでございます。

次に、大規模改修に伴う交付金の対象になるのかというご質問でございますが、回答といたしましては、交付金の対象になるよう、大規模改修によりCO₂の削減に伴う交付金がございます。

次に、当工場がなぜ531トンなのかというご質問でございますが、施設の規模の算定につきましては、平成13年5月に岸和田市、貝塚市、それぞれが作成したごみ処理基本計画に基づいて規模設定をしております。1炉が177トン、3炉。これで、3炉を運用しているということでございます。

次に、現在の処理量から見れば2炉で運転を行えばよいのではというご質問でございますが、施設稼働も、ごみの減量も一定進み、現在の実績であれば、私どもは今基本的には2炉を運転し、1炉は常に整備をしてというサイクルで無理なく稼働することができているものと思われま。この状態が続けば、将来的にも施設の延命化になると考えてございます。

質問1と2の回答は、私のほうからは以上でございます。

○真利一朗議長

樽谷次長。

○樽谷修一事務局次長

それでは、私のほうから質問3、事業系一般廃棄物の受け入れの拡大についてをご答弁させていただきます。

質問の中で2点ほどあると思うんですが、まず、現在のような計量場での受け待ちの状態があるということで、まずこの改善ということで1つ。それと、そのためにも土日の直接の受け入れができないかと、この2点ということで答弁させていただきます。

まず、計量のほうでやっている業務なんですけど、こちらのほうに直接搬入の際に、入ってきたときと帰るときですね、ごみを捨てて帰るときの重さをはかっております。また、そのときに料金が発生するものについては、そこで料金の徴収を行っ

ております。

まず、ごみを捨てにきたときに計量のほうです。はかった後、捨てに行くときにごみの投入プラットフォームに行きまして、ピット投入口のほうで、実際に車からごみを投入口のほうに入れるわけなんです。こちらのほうのあきがないとか、非常に時間がかかるような場合もございます。そういった場合は、そこで車がはけない限り、はけないというか、終わらない限りは、計量で待っている車を次の段階のピットの投入口のほうには行けないということで、単に計量場を増設してもです。特に現在のような受け付け待ちの時間の短縮とは現在のところはなりません。

次に、2番として、混雑の解消です。解消の対応として土曜、日曜日の受け入れというところなんですけれども、現在、家庭系及び事業系の一般廃棄物の直接の搬入につきましては、月曜から金曜日の午後1時から午後5時で受け入れを行っております。また、土曜、日曜日以外の平日が祝日の場合におきましても、同様に午後1時から5時に受け入れを行っております。さらに年末年始におきまして、これは14日程度ですが、これは午前9時から受け入れを行っております。今現在はこのように対応しております。

直接搬入の件数ですが、約3分の2が家庭からの臨時的なごみです。通常、両市が収集運搬するごみの受け入れというようなものではありません。したがって、両市民の方に両市の収集運搬形態をうまく利用していただければ、今後混雑の解消になろうかと考えております。

これ以上土曜及び日曜日に受け入れをすることになれば受け入れ態勢を整えなければならず、当然そこに費用も発生してきます。したがって、現在のところ土曜、日曜日の受け入れは考えておりません。

以上でございます。

○真利一朗議長

井上 博議員。

○2番 井上 博議員

一応答弁が終わりましたので、引き続き一問一答にて再質問させていただきたいと思っております。

質問1の白煙防止について。

実は昨年度、私は和歌山大学に本清掃工場の余熱利用の研究依頼を行いましたところ、その調査報告において、白煙防止を取りやめると大きな経済効果があるとの報告を受けて、今回この質問をしたものでございます。

確かに事務局の答弁にありましたように、現清掃工場のこの設備で白煙防止を行うための設備とは明確には言えませんが、現設備の排ガス処理システムの中で窒素酸化物を除去するために触媒反応設備があり、この設備は、先ほどの説明にもありましたようにアンモニアを噴霧し、ボイラーからの発生蒸気を用い、気化させ、触媒反応塔での触媒反応により、窒素酸化物を水と窒素に分解させる設備となっております。この気化するのに、200度の温風をその直前60度まで下がった空気に再加熱しているのが現状でございます。

ちょうど本日これをいただきましたのでこれを見ておきますと、こちらの右のほうのいわゆるアンモニアと書いて、触媒何とか装置と書いているところがございます。この部分がいわゆる湿式のこの窒素酸化物を除去する装置でございます。そして、このすぐ左側にガス再加熱器というのがございます。こちらにおいて60度まで下がった熱を200度まで加熱しているのが現状でございます。

全くそのとおりでございますが、本設備は川崎重工製でございます。その川崎重工のホームページにおいて、10年前は知らず、現在では、無駄な熱を放出しないためにも湿式のこの方式ではなく、乾式の除去装置を使っているということです。窒素酸化物を取り除くのであれば、先ほどの図面の左側のほうにありますバグフィルタにおいて消石灰と活性炭を吹きつけ、塩化水素を除去し、さらにガス洗浄塔で苛性ソーダをませれば硫酸酸化物はなくなると、乾式処理が川崎重工のホームページで提案されております。

既存の設備では事務局の言うのが正しいとは思

います。私の質問は、今後行われる大規模改修において少し手を加えれば、余熱の再利用として発電装置にもっと熱を送れるようになるということです。大学の調査員にその効果を問いましたところ、現在の発熱量でいけば悪くても2,000万円、大規模な基幹改修工事により乾式の設備の更新をすれば約4,000万円弱の年間の効果が出るとのことでした。

そこで、続けて質問します。質問2の1で、これからの施設運営と大規模改修についての答弁でございましたが、答弁において、施設耐用年数は一定15年めどで大規模改修工事を行い、まず、30年度まで、いわゆる2回大規模改修を行って30年まで延ばしたいということでもございましたけれども、大規模改修等はどのあたりまで基幹施設を改修するのかお答えいただきたいと思います。

○真利一朗議長

小南環境技術課長。

○小南和巳環境技術課長

ただいま、大規模改修ではどのあたりまで改修整備されるのかというご質問でございますが、今回計画を行う大規模改修、まずは1回目でございます。一定15年をめどということで、まず初回でございますので、主な改修場所といたしましてはDCS、これはこの施設全般の運転制御に係る中枢、コンピューター部分でございます。こちらのハード、ソフトを含めてでございます。また、焼却炉の設備ではボイラ設備、こちらは主に水管、スーパーヒーター部分等が主な改修場所でございます。

以上です。

○真利一朗議長

井上 博議員。

○2番 井上 博議員

お答えありがとうございます。

先ほどのご答弁では、大規模改修を行って、まずは30年ということでもございますけれども、既にもう10年たっております。あと、これから四、五年の間、次のいわゆる、今TANと業務委託契約を

しておりますけれども、その次の15年目ぐらいのころからそろそろ大規模改修を行っていくことになろうかと思えます。その改修を行えばもう15年延びるということで、30年。

実はここですけれども、前の清掃工場、虎橋の清掃工場は約40年もっております。それは、ある意味では、あの当時最新の設備を入れたやつを長もちさせて40年ほどもたせたわけですが、しかし、40年前の設備と今の設備とは全く異なっております。おそらく今ここで言うところのサイクルで30年もてば、それがまたさらに大きないわゆる設備更新というんですか、技術の革新が進んでくることになるのであるならば、次の15年、今回の15年をターゲットに大規模改修して、それをせめて30年を35年、40年ぐらいまで延ばして、その間に次の新しい清掃工場を本格的に建て直すということを考えていったほうがいいのではないかと思います。

ただ、先ほど申し上げております白煙防止について申し上げれば、余熱の効率的な運用を図るためにも窒素酸化物の除去システムを乾式処理で行えば、続く15年の間に、仮に、大学の調査員が言っておりました、うまくいけば4,000万円が浮くということになると、15年を掛ければ6億円浮きます。6億円浮いて、余計な湿式の設備を入れずに、また再加熱処理もつくらずにやっているのであるならば、これは費用効果的には6億円以上の効果があるかと思えます。そういう意味で、基幹更新にはぜひ乾式の処理システムを導入されることを私は個人として提案させていただきたいと思えます。

続いて、質問2の2で、基幹整備補助金や交付金はもらえるかということでしたが、答弁では、大規模改修によりCO₂削減に伴う交付金があるとのことでしたが、これは環境省の分ではないかと思えます。現状の一部事務組合では確かにそうですが、今回の泉佐野、田尻のように、熊取町を加えたような広域化の推進をすればもっと有利な交付金があると聞いております。また、基幹整備

を大幅に最新設備に更新すれば有利な補助金や交付金ももらえるのではないかと聞いておりますが、この点についてご答弁をお願いいたします。

○真利一朗議長

小南環境技術課長。

○小南和巳環境技術課長

まず1点目が、広域化により交付金がというご質問についてでございますが、先日から大阪府の資源循環課、私どもの所管の窓口でございますが、そちらのほうにこういった交付金のメニュー、別件、基幹整備の計画を進めている中での確認事項の中にもございました。そこで、ごみ処理の広域化に伴うインセンティブ、基幹整備の交付金メニューは現在のところ用意されていないということで、確認の中ではお返事いただいております。

以上です。

○真利一朗議長

井上 博議員。

○2番 井上 博議員

ただいまの答弁では、大阪府に確認しましたところ、いわゆるそういうような補助金はないということだということでございましたが、私が調べましたところでは、広域化を推進すれば総務省の交付金があるように聞いております。

また、お聞きした大阪府ではないとの返事ということでしたが、もう一度、大阪府ではなく総務省及び環境省に直接お聞きいただきたいと思えます。環境省は地球温暖化局が窓口になっております。そこには大阪府からの職員が1名派遣されておりますので、その職員に聞けばもう少し詳しいことが判明するのではないかと思います。

次に移ります。事業系一般廃棄物の受け入れのことについてでございますが、両市の市民や事業者が直接持ち込む一般廃棄物では、許可業者の搬入車と計量所が異なり、ごみの質をチェックされ、その上、許可業者によるごみ処分量は68%の減免を受けているにもかかわらず、直接搬入は減免もなく、計量所で待たされているのが現実でございます。市民や事業者が直接搬入する場合と許可業

者が搬入する場合に差をつけるべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○真利一朗議長

樽谷次長。

○樽谷修一事務局次長

それでは、事業系一般廃棄物の受け入れの拡大の中で、市民や事業者の直接搬入と許可業者が搬入する場合で差をつけるべきではないかという問いに対してのお答えですが、まず、岸和田市、貝塚市、両市域から排出されるごみのうち、特に家庭のごみについては午前中に出されており、それらのごみは午前中に集中してクリーンセンターへ搬入されております。

この家庭ごみの収集運搬業務に支障が出ないようにするために、また、場内の安全確保のために、事業系ごみ、家庭系の直接搬入については時間をずらして午後1時から受け入れを行っております。したがって、どうしても1時のときには12時半過ぎから確かに並ぶ方もおられまして、待たされるという状況はやむを得ず発生しております。

直接搬入の時間を早めにとり搬入時間の拡大をすることは、両市の収集業務に多大な影響が考えられます。そのため、まず実施を検討する場合は、両市と状況を確認して十分協議が必要であると考えております。

以上です。

○真利一朗議長

井上 博議員。

○2番 井上 博議員

ただいまの樽谷次長のご答弁によりますと、両市内から排出されるごみのうち、特に家庭のごみについては午前中に出されており、午前中に集中してクリーンセンターへ持ってこられると。あたかも家庭ごみを中心でということでもございましたけれども、果たしてそうでしょうか。一般事業者がいわゆる許可業者に頼んでいる一般事業者のごみも同じように午前中に回収されて、ここへ持ってこられております。それは私も何遍も見ております。

この問題については、一番のメインは、以前よりほかの議員さんからもご質問されていますように、現在許可業者が収集する事業系一般廃棄物が68%の減免を受けているということでございます。先ほども申し上げましたように、直接搬入すればトン当たり約1万1千円の処分料を取られています。確かに本工場が10年前に稼動した際には、混乱を避けるためと許可業者の保護のために大きな減免を行っておりました。両市というより、岸和田市の財政が現在悪化している今日、この減免は市民感情として納得がいかないところが多い、事業者の方にも応分の負担をお願いするべきではないかということが、私の今回の質問の趣旨でございます。

既に隣接の泉北環境では、10年前より事業系ごみの袋制を導入して成果を上げております。私は何も一気に減免をゼロにせよと言っているのではありません。段階を踏んで新たな事業系のごみ収集と処分のあり方を進めるべき時期が来ているのではないかと思っているのでございます。

この部分について、事務局の答弁をお願いしたいと思います。

○真利一朗議長

樽谷次長。

○樽谷修一事務局次長

事業系の一般廃棄物の、減免も含めた新たな事業系ごみの収集と処分のあり方を進める時期ではないかというご質問でございますが、組合としましては、事業系一般廃棄物の減免につきましては今既に取り組んでいる途中ではありますが、その中で、排出事業者から出される廃棄物の処分手数料が減免されているということをまずしっかりと排出事業者に認識していただくように、岸和田市、貝塚市とともに廃棄物の適正処理の責務の周知について検討しているところであります。

これまで、減免のほか、廃棄物の収集、運搬、処分について、岸和田市、貝塚市、組合と、この3者で協議会を行ってまいりました。これからも収集、運搬、処分を含めた廃棄物行政の円滑な推

進のために、しっかりと3者で協議を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○真利一朗議長

井上 博議員。

○2番 井上 博議員

答弁ありがとうございます。

最後になります。一昨年、私がこの組合議員を行っている際にも、直接搬入の時間を延ばしたり、土曜日も受け入れをすべきではないかとの意見を出しましたが、その際の答弁では、構成市にそのような市民からの要望はないとのことで、直接搬入の時間を土曜日できないとの答弁でございました。

私も地元の町会長や校区長をやっている、随分と市民の皆さんから土曜日受け入れの声を聞いていましたが、ほんとうにそのような声を聞いたことがないのかどうか。私が現職の職員であったときには、地元説明会に行くとき必ず、直接搬入の朝からと、土曜日、日曜日の受け入れの要望という苦情を聞かされたものでございました。

市民は、その排出するごみについては市がその処分の責を負いますが、事業者は法律で自己処分が明確に規定されております。しかし、一事業者が小さな焼却炉を購入して焼却することは、ダイオキシンの発生やご近所にその煙等をまくようになるので、実際は清掃工場へ持ってきているのが今の現状でございます。そこへ収集許可業者が介在して、処分料と収集料をいただいて納入するのは、清掃工場の中においても混乱が生じることがなく、ベストな方法であることは理解しているつもりです。清掃工場としては、一々ごみの質を見ることもなく、処分料も許可業者が払ってくれるので、よいことだらけです。

しかし、今の現状は、この清掃工場が開設した際の混乱を避けるための過渡期の話がそのままとなっております。事業者の皆さんが直接搬入、委託搬入、どちらをとるにしても、公平な観点で清掃工場としては対応すべきと考えます。

また、確かに土曜日、日曜日の受け入れは、どちらかという一般市民が粗大ごみを持ち込むことが多いので、清掃工場としては現場で一々対応せざるを得ないため、受け入れをしたくないということもよくわかります。しかし、この清掃工場は両市の市民の税金で賄われていることを思えば、市民サービスの一環として、多少の経費はかかっても土曜日ぐらいは直接搬入の朝からの受け入れを行うべきかと私は考えております。

そして、これは私個人の考えですが、今までこういういわゆる清掃行政というんですか、廃棄物行政の質問をしてきたとき、いつもひっかかるのが構成市、いわゆる岸和田、貝塚、清掃工場、3者ということでございます。3者協議、その他、また各市の状況に合わせて、なかなか思うように一致した意見が出ないというところが大きな観点になっております。

私自身は、廃棄物行政としてはよいことを行おうにも、構成市と清掃工場の3者が話し合いを行い、事業を進めるということになってはいますが、いっそのこと収集、処分、指導、啓発を両市が一緒に行うようにすべきではないかと考えております。せっかく広域化で事業を行っていても構成市の間で微妙な違いがあり、よいとわかっていてもすぐに対応できないのは市民にとっては不幸になる。

廃棄物行政の一本化を進めることも視野に入れて今後の清掃工場の基幹設備の大規模改修に取り組まれることを要望しまして、私からの質問を終えたいと思います。ありがとうございました。

○真利一朗議長

これをもちまして一般質問を終わります。

以上をもちまして、本定例会の日程は全て終了いたしました。

各案件につきまして慎重にご審議賜り、厚く御礼申し上げます。

これをもちまして、平成29年第2回岸和田市貝塚市清掃施設組合議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

上記会議録の正確なるを証するためここに署名する。

岸和田市貝塚市清掃施設組合議会 議 長 真 利 一 朗	
同 議 員 澤 田 和 代	
同 議 員 反 甫 旭	

平成29年第2回組合議会定例会議案

議案番号	件名	備考
議案第5号	岸和田市貝塚市クリーンセンター定期点検整備工事請負契約の締結について	

岸和田市貝塚市清掃施設組合

議案第5号

岸和田市貝塚市クリーンセンター定期点検整備工事

請負契約の締結について

岸和田市貝塚市クリーンセンター定期点検整備工事について、次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

平成29年7月31日提出

岸和田市貝塚市清掃施設組合
管理者 信 貴 芳 則

記

- 1 契約の目的 岸和田市貝塚市クリーンセンター定期点検整備工事
- 1 契約の方法 随意契約
- 1 契約金額 金255,960,000円
- 1 契約の相手方 大阪市北区堂島浜2丁目1番29号(古河大阪ビル)
川崎重工業株式会社関西支社
支社長 松村 圭二